

協会けんぽの保険証をお持ちの方へ

裁判所共済組合本部

- ① 10月1日以降、全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険証は扶養家族の分も含めて使用することができなくなりますので、速やかに所属の人事担当者（共済担当者ではありません。）に返納してください。

保険証の返納についてご不明な点があれば、所属の人事担当者にお問い合わせください。

- ② 共済組合の組合員証は、10月3日以降、準備ができ次第、共済担当者から交付します。共済組合の組合員証を使用して医療機関（薬局を含む。以下同じ）を受診する際には、保険証が変わったことを医療機関に必ずお伝えください。

- ③ 10月1日以降、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診した場合、後日、共済組合の組合員証を医療機関に提示し、訂正を依頼してください。

医療機関で訂正されないときは、一旦ご自身で協会けんぽに医療費（総医療費の7～8割）を返還していただき、その返還した医療費に相当する金額を共済組合からお支払いします（ただし、手続が必要です）。該当の方は、共済担当者にお問い合わせください。